

# みどりのたより

58号

平成25年10月31日

## CONTENTS

- ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針の一部改正について（環境省局長通知） . . . . . 1
- ゴルフ場で使用される農薬の水質汚濁の防止に係る暫定指導指針の改正について（環境省課長通知） . . . . . 6
- ゴルフ場で使用される農薬に係る平成24年度水質調査結果について . . . . . 10
- 国内産農産物における農薬の使用状況及び残留状況調査結果について . . . . . 13
- 飼料として使用する粳米への農薬の使用について . . . . . 17
- 農薬による蜜蜂の危害を防止するための我が国の取組について . . . . . 23
- 病虫害発生予察情報「特殊報」について . . . . . 32
- 使用制限のかかる農薬変更登録情報 . . . . . 34
- 食品・添加物等規格基準の改正について . . . . . 36
- 協会からのお知らせとお願い . . . . . 36

公益社団法人 緑の安全推進協会

## ● ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針の一部改正について

(「水濁基準値」の10倍を「ゴルフ場指針値」に)

平成25年6月18日、環境省は「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」の一部を改正しました。

今回の改正の主な内容は、

- ① 基本的考え方として、別表に示される農薬に加え、「水質汚濁に係る農薬登録保留基準」(以下「水濁基準値」という)が定められている農薬について、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」(以下「ゴルフ場指針値」という)を設定することとする旨が追加(水濁基準値の10倍値をゴルフ場指針値とする)。
- ② 既にゴルフ場指針値が定められた農薬について、水濁基準値が新たに設定又は改訂された場合は、従前の値に変えて水濁基準値の10倍値をゴルフ場指針値とする規定を追加。
- ③ 農薬使用状況等の把握について、農薬を使用するものが順守すべき基準を定める省令第5条に基づく報告を活用する旨を追加。
- ④ ①～③の改正を踏まえ、別表においてゴルフ場指針値を掲げている農薬について、既に水濁基準が定められている農薬を表から削除、また、既に失効し使用されていない農薬についても表から削除。
- ⑤ 環境省のホームページに、現在、水濁基準値を掲載しているが、今後、ゴルフ場指針値についても掲載することとし、水濁基準値の設定・改正時に、随時ゴルフ場指針値も追加・修正することとする。

です。

環水大土発第1300181号  
平成25年6月18日  
各都道府県知事宛  
環境省水・大気環境局長

### ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針の一部改正について

ゴルフ場で使用される農薬については、水質汚濁を未然に防止するため、水質調査の方法やゴルフ場の排水口において遵守すべき農薬濃度の指針値を定め「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」(平成2年5月24日付け環水土第77号環境庁水質保全局長通知)に基づき、ゴルフ場排水日の水質の実態把握等を踏まえたゴルフ場関係者への所要の指導を徹底するようお願いしてきたところです。

平成17年8月に水質汚濁に係る農薬登録保留基準が改正され、非水田使用の既登録農薬を含め水質汚濁に係る農薬登録保留基準値が設定された農薬が増えていること等から、別紙の

とおり、本指針の一部を改正したので、御了知の上、引き続きゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に万全を期するようお願いします。

なお、水質調査の効率化を図る場合にあっては、測定データの連続性の確保に留意しつつ、各地方自治体における公共用水域の水質調査計画策定における効率化の考え方に準じて実施をお願いします。

## ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針

平成 2 年 5 月 24 日環水土第 77 号

各都道府県知事宛

環境庁水質保全局長通知

最終改正 平成 25 年 6 月 18 日環水大土発第 1306181 号

### 1 基本的考え方

ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁を未然に防止するため、農薬の使用に当たっては、農薬取締法(昭和 23 年法律第 82 号)に基づき安全性評価がなされた登録農薬の適正使用や使用量の削減等について指導が徹底される必要があるが、その際、これらの指導の実効を期す上で、ゴルフ場から排出される水に含まれる農薬の実態把握に努め、その結果に基づき、必要に応じて随時、ゴルフ場に対して適切な改善措置を求めることとすることが肝要と考えられる。

このような観点から、現状の知見等からみて可能な範囲で水質汚濁の未然防止に資する対処の方策を明らかにし、地方公共団体が水質保全の面からゴルフ場を指導する際の参考となるよう、本暫定指導指針(以下「指針」という。)を定めることとしたものである。

別表に示した農薬は、ゴルフ場で使用されているものの中から全国的にみて主要なものを対象に、現在得られている知見等を基に人の健康の保護に関する視点を考慮して排出水中の指針値を設定してきたところである。さらに、農薬取締法第 3 条第 1 項第 7 号に基づく水質汚濁に係る農薬登録保留基準(平成 20 年環境省告示第 60 号において定められているもの)に限る。以下、「水濁基準値」という。)の設定が進められていることから、これらに加えて、水濁基準値が定められている農薬についても、当該水濁基準値に基づき指針値を設定することとする。

なお、今後、実態の把握の進捗や関連する科学的知見の集積等によって、必要に応じ、指針の改定があり得るものである。

### 2 暫定指導指針

#### (1) 農薬使用状況等の的確な把握

水質保全の面からゴルフ場を指導する際には、これに先立って農薬の使用状況やゴルフ場内の集排水系統、排水処理施設の現状、接続する河川、利水施設等ゴルフ場周辺水域の状況等に関する実態を的確に把握することが必要である。このため、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(平成 15 年 3 月 7 日農林水産省・環境省令第 5 号)第 5 条に基

づき提出されるゴルフ場における農薬使用計画書を活用するとともに、関係行政部局、市町村、団体等の協力分担の下に、管内ゴルフ場関係者との間の連絡協議を密にして、必要な資料の収集整理に努めるものとする。

## (2) 農薬流出実態の調査

ゴルフ場周辺の水域に対する水質汚濁を未然に防止する観点から、(1)により把握した情報を踏まえ、ゴルフ場から排出される水(以下「排水」という。)に含まれる農薬の残留実態を調査し、これらの結果から所要の指導の一層の徹底を図ることとする。

このため、農薬の流出実態の調査は、排水がゴルフ場の区域から場外の水域に流出する地点(以下「排水口」という。)において、農薬濃度が高い状態になると見込まれる時の排水について実施することを基本とするものとする。

その際、ゴルフ場の構造等によって排水口における調査が困難な場合には、場内の調整池、排水路のほかゴルフ場下流の河川等を含め、ゴルフ場からの農薬の流出実態が適切に把握できると認められる地点において適宜行う。

また、調査の実施に当たっては、一般に使用農薬の種類や使用の時期、方法等が病害虫及び雑草の種類、発生時期等に応じて地域により多様であるほか、排水中への農薬の流出は、農薬の種類、使用方法や現地の地形、土壌、集排水系統等の状況によって異なること等に十分留意する。

## (3) 指針値について

### ア 指針値の設定

ゴルフ場からの排水中の農薬濃度は、排水口において別表に掲げる値(以下「指針値」という。)を超えないこととする。また、別表に記載のない農薬であっても水濁基準値が設定されているものについては、その値の10倍値を指針値とする。

### イ 指針値の変更

別表に掲げた指針値のうち、今後新たに水濁基準値が設定された場合にはその値の10倍値を指針値とする。

なお、水濁基準値については、環境省のホームページ([http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/odaku\\_kijun/kijun.html](http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/odaku_kijun/kijun.html))に掲載しており、改定される場合もあるので、随時確認すること。

## (4) 改善措置について

また、排水口における調査結果がこの指針値を下回る場合においても、農薬の流出を極力低減させるように努めるものとする。

排水中の農薬濃度が指針値を超える場合には、次の措置をとるものとする。

ア ゴルフ場下流に近接して水道水源等利水施設が存在する場合など、調査結果を周知すべき関係者に直ちに連絡し、当該施設等における水質調査を行うとともに、ゴルフ場からの農薬の流出に起因して利水目的の維持達成等に支障が生じないよう万全の措置を講ずるものとする。

- イ 農薬使用実態の精査、流出経路の踏査、調査頻度の増加等により指針値を超えることとなった農薬の流出原因に関するより詳細な実態の把握に努める。
- ウ 農薬の使用時期、回数等所定の使用法の遵守、流出が少ない農薬の種類や剤型の選択等農薬使用の適正化、可能な範囲での農薬の使用量の削減等について、関係部局等と十分連携をとりつつ、ゴルフ場関係者を指導する。
- エ 排水水中への農薬の流出を低減させる上で、農薬使用の改善のほか、ゴルフ場の集排水系統、排水処理施設の改修や地形、構造の改変等を必要とすると認められる場合には、現地の実情に即し、これらに関する具体的な方策を検討の上、必要な措置を講ずるようゴルフ場関係者を指導する。

#### (5) 地域特性等への配慮

別表の指針値は、一般的条件の下で適用すべき暫定的なものとして設定したものであり、都道府県において、ゴルフ場の立地状況や下流の利水状況等地域の実情に応じ、別途、別表の指針値にかわるより厳しい値によって所要の指導を行うことができるものである。

また、排水口以外の地点において調査が行われた場合の調査結果については、別表の指針値を基に、その地点の集水域と排水口の地点の集水域の差異等を勘案して、所要の指導を行うものとする：この場合において、下流河川等の水域における調査結果については、一般に排水が河川等の水域に流入する場合に適用されている諸基準との関係等を勘案するものとする。

#### (6) 分析方法

排水水に係る標準分析方法は別添のとおりである。別の方法による場合及び別添に記載のない農薬の分析を行う場合は、必要な検出感度が得られるかどうか十分確認を行うこととする。（別添省略）

#### (7) 調査、指導の体制

調査及び指導に当たっては、必要に応じ、関係行政部局等の連絡協議の場を設けるとともにゴルフ場関係者の協力を求める等により、これらの円滑かつ的確な実施に遺漏のないように努めるものとする。また、ゴルフ場からの農薬の流出防止については、まずゴルフ場関係者において適切な対策が講じられることが基本であると考えられるので、ゴルフ場関係者に対し、本指針の周知徹底を図るとともに、都道府県の実情に応じ、自主的な調査、点検の実施等について指導し、所要の助言に努めるものとする。

(別表)

農 薬 名	指針値 (mg/L)
(殺虫剤)	
イソキサチオン	0.08
クロルピリホス	0.02
ダイアジノン	0.05
チオジカルブ	0.8
トリクロルホン(DEP)	0.05
フェニトロチオン(MEP)	0.03
ペルメトリン	1
ベンスルタップ	0.9
(殺菌剤)	
イプロジオン	3
イミノクタジンアルベシル酸塩及びイミノクタジン酢酸塩	0.06(イミノクタジンとして)
エトリジアゾール(エクロメゾール)	0.04
オキシ銅(有機銅)	0.4
キャプタン	3
クロロタロニル(TPN)	0.4
クロロネブ	0.5
ジフェノコナゾール	0.3
シプロコナゾール	0.3
チウラム(チラム)	0.2
チオフアネートメチル	3
チフルザミド	0.5
テトラコナゾール	0.1
トリフルミゾール	0.5
トルクロホスメチル	2
バリダマイシン	12
ヒドロキシイソキサゾール(ヒメキサゾール)	1
プロピコナゾール	0.5
ベノミル	0.2
ボスカリド	1.1
ホセチル	23
ポリカーバメート	0.3
(除草剤)	
アシュフム	2
エトキシスルフロン	1
シクロスルファミロン	0.8
シデュロン	3
シマジン(CAT)	0.03

トリクロピル	0.06
ナプロパミド	0.3
フラザスルフロン	0.3
プロピザミド	0.5
ベンフルラリン(ベスロジン)'	0.1
MCPA イソプロピルアミン塩及び MCPA ナトリウム塩	0.051 (MCPA として)
(植物成長調整剤)	
トリネキサパックエチル	0.15

注1:表に記載の指針値は以下の式から算出している。

$$\text{指針値} = \{ \text{ADI} (\text{mg/kg 体重/日}) \times 53.3 (\text{kg}) \times 0.1 (\text{ADI の 10\% 配分}) / 2 (\text{L/人/日}) \} \times 10$$

注2:表に記載のない農薬であっても水濁基準値が設定されているものについては、その値の10倍値を指針値とする。

注3:表に掲げた農薬の指針値についても、今後新たに水濁基準値が設定された場合にはその値10倍値を指針値とする。

なお、水濁基準値については、環境省のホームページ ([http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/odaku\\_kijun/kijun.html](http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/odaku_kijun/kijun.html)) に掲載しており、改定される場合もあるので、随時確認すること。

## ● ゴルフ場で使用される農薬の水質汚濁の防止に係る暫定指導指針の改正について

平成 25 年 6 月 18 日  
環境省農薬環境管理室

### 1. 指導指針の概要

ゴルフ場での農薬使用が原因となる水質汚濁問題に関し、環境省は、水質保全の面から地方公共団体がゴルフ場を指導する際の参考となるよう、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針について」（平成 2 年 5 月 24 日環水土大 77 号環境省水質保全局長通知）を定め、排水中の農薬濃度が超えてはいけない値として指針値（以下「ゴルフ場指針値」という。）を示している。

これまで、新規農薬の登録、登録農薬の失効やゴルフ場において使用される農薬の消長等を踏まえ、5 次にわたり本通知の改訂が行われ、現在、72 農薬についてゴルフ場指針値が設定されている。

2. 改正の理由

これまで、ゴルフ場指針値は全国的にみてゴルフ場で使用される主要な農薬について定められていたが、平成 17 年 8 月に水質汚濁に係る農薬登録保留基準（以下「水濁基準値」という。）が改正され、現在、既登録農薬を含め基準設定が進められている。このため、水濁基準値が策定された農薬についても、ゴルフ場指針値を定めることとする（水濁基準値の 10 倍値）。

なお、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成 15 年 3 月 7 日農林水産省・環境省令第 5 号）第 5 条に基づき、農薬使用者はゴルフ場において農薬を使用するときは、毎年度、農薬使用計画書を農林水産大臣に提出することから、都道府県において、ゴルフ場農薬の流出実態を調査する際には、その情報を踏まえ、ゴルフ場排出水の農薬残留実態を調査することとした。

3. 改正の主な内容

- ① 基本的考え方として、別表に示す農薬に加え、水濁基準値が定められている農薬について、ゴルフ場指針値を設定することとする旨を追加（水濁基準値の 10 倍値をゴルフ場指針値とする）。
- ② 既にゴルフ場指針値が定められた農薬について、水濁基準値が新たに設定又は改訂された場合は、従前の値に変えて水濁基準値の 10 倍値をゴルフ場指針値とする規定を追加。
- ③ 農薬使用状況等の把握について、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令第 5 条に基づく報告を活用する旨を追加。
- ④ ①～③の改正を踏まえ、別表においてゴルフ場指針値を掲げている農薬について、既に水濁基準が定められている農薬を表から削除。また、既に失効し使用されていない農薬についても表から削除。
- ⑤ 環境省のホームページに、現在、水濁基準値を掲載しているが、今後、ゴルフ場指針値についても掲載することとし、水濁基準値の設定・改正時に、随時ゴルフ場指針値も追加・修正することとする。

改正により削除されるものは二重取り消し線で示し、改正により追加されるものは下線で示す。

（別表）

農 薬 名	指 針 値 (mg/L)
(殺虫剤)	
<del>アセタミプリド</del>	<del>1.8</del>
<del>アセフェート</del>	<del>0.068</del>
イソキサチオン	0.08
<del>イミダクロプリド</del>	<del>1.5</del>
<del>エトフェンプロックス</del>	<del>0.82</del>
<del>クロチアニジン</del>	<del>2.5</del>
クロルピリホス	0.02

ダイアジノン	0.05
<del>チアメトキサム</del>	<del>0.47</del>
チオジカルブ	0.8
<del>テブフェノイド</del>	<del>0.42</del>
トリクロルホン(DEP)	0.05
<del>ペリダフェンチオン</del>	<del>0.02</del>
フェニトロチオン(MEP)	0.03
ペルメトリン	1
ベンスルタップ	0.9
(殺菌剤)	
<del>アゾキシストロビン</del>	<del>4.7</del>
<del>イソプロチオラン</del>	<del>2.6</del>
イプロジオン	3
イミノクタジナルベシル酸塩及びイミノクタジン酢酸塩	0.06(イミノクタジンとして)
エトリジアゾール(エクロメゾール)	0.04
オキシ銅(有機銅)	0.4
キャプタン	3
クロタロニル(TPN)	0.4
クロロネブ	0.5
ジフェノコナゾール	0.3
シプロコナゾール	0.3
<del>シメコナゾール</del>	<del>0.22</del>
チウラム(チラム)	0.2
チオフアネートメチル	3
チフルザミド	0.5
テトラコナゾール	0.1
<del>テブコナゾール</del>	<del>0.77</del>
トリフルミゾール	0.5
トルクロホスメチル	2
バリダマイシン	1.2
ヒドロキシイソキサゾール(ヒメキサゾール)	1
<del>フルトラニル</del>	<del>2.3</del>
プロピコナゾール	0.5
ベノミル	0.2
<del>ペンシタロン</del>	<del>1.4</del>
ボスカリド	1.1
ホセチル	2.3
ポリカーバメート	0.3
<del>メタラキシル及びメタラキシルM</del>	<del>0.58(メタラキシルとして)</del>
<del>メプロニル</del>	<del>1</del>

(除草剤)	
アシュラム	2
エトキシスルフロン	1
<del>オキサジアルギル</del>	<del>0.2</del>
<del>オキサジクロメホン</del>	<del>0.24</del>
<del>カブエンストロール</del>	<del>0.07</del>
シクロスルフアムロン	0.8
<del>ジチオピル</del>	<del>0.005</del>
シデュロン	3
シマジン(CAT)	0.03
<del>テルブカルブ (MBPMC)</del>	<del>0.2</del>
トリクロピル	0.06
ナプロパミド	0.3
<del>ハロスルフロメチル</del>	<del>2.6</del>
<del>ピリブチカルブ</del>	<del>0.28</del>
<del>ブタミノス</del>	<del>0.2</del>
フラザスルフロン	0.3
プロピザミド	0.5
<del>ベンスリド (SAP)</del>	<del>±</del>
<del>ペンディメタリン</del>	<del>±</del>
ベンフルラリン(ベスロジン)	0.01 <del>8</del>
<del>メコプロップカリウム塩 (MCPKカリウム塩)、メコプロ ロップジメチルアミン塩、メコプロップPイソプロピルア ミン塩及びメコプロップPカリウム塩</del>	<del>0.47 (メコプロップとして)</del>
MCPAイソプロピルアミン塩及びMCPAナトリウム塩	0.051 (MCPAとして)
(植物成長調整剤)	
トリネキサパックエチル	0.15

注1:表に記載の指針値は以下の式から算出している

$$\text{指針値} = \{ \text{ADI} (\text{mg/kg 体重/日}) \times 53.3 (\text{kg}) \times 0.1 (\text{ADIの10\%配分}) / 2 (\text{L/人/日}) \} \times 10$$

注2:表に記載のない農薬であっても水濁基準値が設定されているものについては、その値の10倍値を指針値とする。

注3:表に掲げた農薬の指針値についても、今後新たに水濁基準値が設定された場合にはその値の10倍値を指針値とする。

なお、水濁基準値については、環境省のホームページ

([http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/odaku\\_kijyun.html](http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/odaku_kijyun.html))に掲載しており、改定される場合もあるので、随時確認すること。

## ●ゴルフ場で使用される農薬に係る平成 24 年度水質調査結果について

平成 25 年 10 月 21 日、環境省はゴルフ場で使用される農薬について、平成 24 年度に地方自治体及び環境省地方環境事務所が実施したゴルフ場排水等の水質調査の結果をとりまとめ、公表しました。

全国で、555 か所のゴルフ場を対象に、延べ 23,205 検体について実施し、その結果、ゴルフ場排水の農薬濃度の指針値を超過した事例はありませんでした。

平成 25 年 10 月 21 日

ゴルフ場で使用される農薬に係る平成 24 年度水質調査結果について（お知らせ）

ゴルフ場で使用される農薬について、平成 24 年度に地方自治体及び環境省地方環境事務所が実施したゴルフ場排水等の水質調査の結果をとりまとめましたので公表します。

本調査は、555 か所のゴルフ場を対象に、延べ 23,205 検体について実施しました。その結果、ゴルフ場排水の農薬濃度の指針値を超過した事例はありませんでした。

### 1. 経緯

環境省は、平成 2 年 5 月、ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁を未然に防止するため、ゴルフ場で使用される農薬に係る水質調査の方法やゴルフ場の排水の農薬濃度が超えていけない値としての指針値等を定めた「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」を策定し、都道府県に通知しました。都道府県等においては、同指針に基づき、ゴルフ場で使用される農薬について調査・指導が行われています。

環境省では、平成 2 年度から、地方自治体が実施したゴルフ場排水等の水質調査結果をとりまとめており、また、平成 16 年度からは、環境省地方環境事務所が実施した水質調査結果についても併せて取りまとめています。

### 2. 平成 24 年度水質調査結果の概要

- [1] 調査が実施された都道府県数 : 47  
(うち、地方環境事務所が調査 : 21 都道県(10 都道県では国と地方自治体両方で調査を実施))
- [2] 調査対象となったゴルフ場数 : 555 か所  
(うち、地方環境事務所が調査 : 24 か所)
- [3] 調査対象農薬数 : 75 農薬 (69 成分)  
(塩違い等により、複数の農薬を 1 つの成分として指針値を設定しているものもある)
- [4] 総検体数 : 23,205 検体  
(うち、地方環境事務所が調査 : 1,656 検体)
- [5] 指針値超過検体数 0 検体 (別表 1、2 のとおり)

(別表1) 都道府県別の水質調査結果

都道府県	調査ゴルフ場 数注3	調査対象 農薬数注3	総検体数注1、注 2、注3	うち排水口調査	
				調査 検体数	指針値超過検体数
北海道	48 (2)	75 (75)	540	97	0
青森県	1 (1)	75 (75)	69	69 (69)	0
岩手県	1 (1)	75 (75)	69	0	0
宮城県	3 (1)	75 (75)	207	0	0
秋田県	2	6	6	0	0
山形県	1 (1)	75 (75)	69	0	0
福島県	7	37	231	33	0
茨城県	5	21	2	8	0
栃木県	68	75	2,199	1,021	0
群馬県	2 (2)	75 (75)	138	0	0
埼玉県	25	75	1,398	1,106	0
千葉県	14	75	792	139	0
東京都	4 (1)	75 (75)	98	69 (69)	0
神奈川県	13	28	154	144	0
山梨県	1 (1)	75 (75)	69	0	0
長野県	9	74	545	423	0
新潟県	6	30	160	48	0
富山県	8	65	471	471	0
石川県	1 (1)	75 (75)	69	0	0
福井県	5	37	5	6	0
岐阜県	4 (1)	75 (75)	85	0	0
静岡県	19	45	779	328	0
愛知県	26	62	201	51	0
三重県	6 (1)	75 (75)	102	0	0
滋賀県	4 (2)	75 (75)	162	0	0
京都府	11	59	201	158	0
大阪府	26	61	554	146	0
兵庫県	91	75	5,658	231	0
奈良県	24	44	1,399	385	0
和歌山県	4 (1)	75 (75)	449	0	0
鳥取県	2 (1)	75 (75)	207	0	0
島根県	5	23	6	0	0
岡山県	29	63	2,063	767	0
広島県	8	44	320	320	0
山口県	2 (1)	75 (75)	73	0	0
徳島県	1 (1)	75 (75)	69	0	0
香川県	9	47	387	387	0
愛媛県	1 (1)	75 (75)	69	0	0
高知県	1 (1)	75 (75)	69	0	0
福岡県	17	75	1,007	373	0
佐賀県	6	22	5	0	0
長崎県	11	69	689	39	0
熊本県	9	33	558	31	0
大分県	3 (1)	75 (75)	164	69 (69)	0

宮崎県	1 (1)	75 (75)	69	0	0
鹿児島県	10	55	323	42	0
沖縄県	1 (1)	75 (75)	69	69(69)	0
全国計	555 (24)	-	23,205	7,030(276)	0

注1 総検体数は、(サンプル数×調査成分数)であり、調整池や場外の水域等で採取されたものを含む。

注2 総検体数は、都道府県から報告のあった市町村実施分を含む。

注3 カッコ内の数字は、地方環境事務所が調査(内訳)したものである。

詳細は

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17273>

を参照ください。

(参考)

#### ゴルフ場暫定指導指针对象農薬についての水質調査結果

年度	調査対象 ゴルフ場数	調査対象 農薬数	総検体数 (A)	指針値超 過検体数 (B)	指針値超過比率 (B/A×100)
2000	1,673	35	84,071	2	0.0024
01	1,526	35	78,184	0	0.0000
02	1,539	45	79,893	1	0.0013
03	1,233	45	60,858	0	0.0000
04	997	45	45,880	0	0.0000
05	833	45	35,687	0	0.0000
06	786	45	30,430	0	0.0000
07	754	45	27,365	0	0.0000
08	634	45	23,403	0	0.0000
09	635	45	23,810	0	0.0000
10	563	75	22,727	0	0.0000
11	546	75	23,822	0	0.0000
12	555	75	23205	0	0.0000

(環境省発表資料より作成)

## ● 国内産農産物における農薬の使用状況及び残留状況調査結果について

農林水産省は、平成 23 年度に実施した農薬の適正使用を確認するための標記調査について、結果を公表します。

使用状況調査においては、調査した農家のほとんどで不適正な農薬の使用は見られませんでした。

また、残留状況調査においては、分析したすべての農産物で、食品衛生法による残留基準値を超えるものがないことを確認しました。

### 調査目的と結果

農薬の適正使用の推進、農産物の安全性の向上に関する施策の企画立案のための基礎資料を得ることを目的として、農産物を生産している農家における農薬の使用状況及び産地段階における農産物への農薬の残留状況の調査を実施しました。

#### (1) 農薬の使用状況

4,665 戸の農家について、記入又は聞き取りにより農薬の使用状況の調査を行いました。その結果、これまでと同様、ほぼすべての農家で農薬が適正に使用されており、生産現場における農薬の適正使用についての意識が高いと考えられますが、一部には不適正な使用が 16 戸 (0.34%) 見られました。

なお、本来の使用回数を上回って使用するなど不適正な使用のあった農家に対しては、地方農政局及び都道府県が農薬の適正使用について指導を行いました。

#### (2) 農薬の残留状況

1,190 検体の農産物について残留農薬の分析を行いました。

その結果、すべての農作物において、農薬の残留濃度は食品衛生法による残留基準値を超えていませんでした。

### 調査結果を受けた対応

- (1) 都道府県等にこの結果を連絡し、農薬の適正使用の推進のための農家等への指導に活用していただく予定です。
- (2) 農林水産省は、農薬の適正使用の指導に資するため、本調査を継続します。

(別添)

## 平成 23 年度国内産農産物における農薬の使用状況及び残留状況調査結果 (概要)

### 1 調査の目的

我が国の農産物販売農家における農薬の使用状況及び産地段階における農産物への農薬の残留状況を把握し、農薬のリスク管理に係る施策の企画立案のための基礎資料を得

るとともに、調査結果に基づく所要の指導を通じて、農薬の適正使用の推進を図り、農産物の安全性の向上を図ることを目的とする。

## 2 使用状況調査

### (1) 調査方法

平成 23 年度の調査は、穀類、大豆、野菜及び果実の農産物を生産している農家 4,665 戸を対象とした。これらの農家が、地域センター等から配布された農薬使用状況等記入簿に農薬の使用状況を記帳し、地域センター等が農産物の出荷時期に当該記入簿を回収した。

当該記入簿に記帳された内容をもとに、地域センター等が使用された農薬の適用農作物、使用量又は希釈倍数、使用時期及び使用回数の調査を行った。

### (2) 調査結果（概況）（別表 1）

調査対象とした 4,665 戸の農産物販売農家のうち、4,649 戸（99.66 %）の農家は適正に使用していることが認められた。16 戸の農家で、以下のような 17 件（のべ件数）の不適正な使用が認められた。

#### ①不適正な使用の内容（複数回答あり）

##### ア 使用してはならない作物へ誤って使用した事例（3 件）

農薬ラベルに「豆類（種実）」に使用できるとの記載があったため、「さやいんげん」にも使用できるものと誤認した（※）など、農薬ラベルの内容を十分に確認しなかったことによるもの。（※ だいず・あずき等の成熟した種子を収穫する「豆類（種実）」と、えだまめ・さやいんげん等の未成熟なさや付き豆を収穫する「豆類（未成熟）」とでは使用できる農薬が異なる。）

##### イ 使用量又は希釈倍数が適切でなかった事例（4 件）

##### ウ 使用時期を誤って使用した事例（4 件）

##### エ 使用回数を誤って使用した事例（6 件）

#### ②不適正な使用が多く認められた作物

ねぎ、はくさい、トマト、メロン

（注）のべ件数：1 戸の農家で 2 種類の不適正な使用が認められた場合、2 件として計算。

(参考)

調査年度	調査農家数	農薬の総使用回数	不適正使用のあった農家数	不適正使用のあった農家のうち			
				誤った農作物に使用した農家数	誤った使用量又は希釈倍数で使用した農家数	誤った時期に使用した農家数	誤った回数で使用した農家数
平成 15 年度	3,820	26,599	80 (2.1%)	25 (0.7%)	—	21 (0.5%)	43 (1.1%)
16	3,881	32,704	29 (0.7%)	5 (0.1%)	5 (0.1%)	9 (0.2%)	11 (0.3%)
17	4,256	39,215	18 (0.4%)	4 (0.1%)	4 (0.1%)	8 (0.2%)	4 (0.1%)
18	4,002	42,071	11 (0.3%)	3 (0.1%)	3 (0.1%)	3 (0.1%)	2 (0.0%)
19	4,741	49,291	15 (0.3%)	3 (0.1%)	4 (0.1%)	5 (0.1%)	4 (0.1%)
20	4,729	42,059	12 (0.3%)	4 (0.1%)	3 (0.1%)	5 (0.1%)	2 (0.0%)
21	4,735	43,311	17 (0.4%)	8 (0.2%)	5 (0.1%)	2 (0.0%)	4 (0.1%)
22	4,745	43,631	1 (0.02%)	1 (0.02%)	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0 (0.00%)
23	4,665	39,305	16 (0.34%)	3 (0.06%)	4 (0.09%)	4 (0.09%)	6 (0.13%)

(注) ①平成 18 年度以降は従来の野菜及び果実に加え、米、小麦及び大豆も調査対象としている。

②平成 15 年度は、使用量又は希釈倍数については調査対象外。

### 3 農薬残留状況調査

#### (1) 調査方法

##### ①試料検体数

調査対象となる各農産物の出荷量等を勘案しつつ、1,190 検体（穀類及び豆類（151 検体）、野菜及び果実（1,039 検体））の試料を調査対象とすることとし、都道府県に割り当てた。

##### ②試料採取方法

2 の使用状況調査を実施した農家のうち、試料の提供及び残留農薬の調査実施に了解が得られた農家が生産した出荷段階の農産物を調査対象試料とし、穀類及び豆類は無作為に採取して合成縮分の上 1 kg 以上となるよう、野菜及び果実は無作為に 5 個以上かつ合計重量が 2 kg 以上となるよう採取した。

##### ③分析方法(省略)

##### ④定量限界(省略)

## ⑤妥当性確認(省略)

### (2) 調査結果(概況) (別表3及び4)

5,925 分析試料検体(のべ検体数)の試料のうち、定量限界以上の農薬が検出された試料は、合計 961 検体(のべ検体数)であった。

また、分析試料検体すべてにおいて、農薬の残留濃度は、食品衛生法に基づく残留基準値以下であった。

(注) のべ検体数：1 試料から 2 種類の農薬が検出された場合、2 検体として計算。

#### (参考)

農薬取締法に基づく、農薬の使用基準は、病虫害等への効果、人畜への安全性、環境への影響等の観点を踏まえて定めている。また、食品衛生法に基づく農薬の残留基準値は、この使用基準に従って最も農薬が残留しやすい条件で使用した場合でも作物中の残留量が超えることのない濃度として設定している。

すなわち、残留基準値は、農薬の使用基準が守られていれば、これを超過することのないものであるので残留基準値への適合状況の調査は、農薬の使用基準の遵守状況を効率的に把握する手段となる。

## 4 調査結果を受けた対応

- ① 不適正な使用が認められた農家に対して、地域センター等及び都道府県が農薬の適正使用の徹底を図るよう指導した。
- ② 今回の調査結果を都道府県に連絡するとともに、農家等使用者に対して改めて農薬の適正使用の周知徹底を図るよう要請する予定である。
- ③ 都道府県等による農家等に対する農薬の適正使用の指導等に活用するため、平成 24 年度も同様の調査を実施しており、平成 25 年度以降も農薬の使用状況及び残留状況の調査を継続している。
- ④ その際、調査対象の農産物に使用が確認された農薬を分析し、作物残留の傾向を把握することとしている。なお、調査内容については、これまでの調査結果をもとに見直しを行っている。

## ● 飼料として使用する粳米への農薬の使用について

飼料用米中の残留農薬については「飼料として粳米を使用する場合は、出穂期以降に農薬を使用する場合は、家畜へは粳摺りをして給餌する。粳米のまま給餌する場合は、出穂期以降の農薬使用は控えるという指導が行われてきました。今般、粳米への農薬残留に係る新たな知見が得られた下記の農薬成分については、農薬登録が失効したことから課長通知が課長通知が改正されました。

記

課長通知の措置を必要としない農薬成分のうち、今般農薬登録失効した農薬成分  
D E P（トリクロロホン）

25 消安第 1579 号

25 生畜第 490 号

平成 25 年 7 月 1 日

公益社団法人緑の安全推進協会会長 殿

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長  
消費・安全局畜産安全管理課長  
生産局農産部穀物課長  
生産局畜産部畜産振興課長

「飼料として使用する粳米への農薬の使用について」の一部改正について

現在、飼料用米中の残留農薬については、「飼料として使用する粳米への農薬の使用について」（平成 21 年 4 月 20 日付け 21 消安第 658 号・21 生畜第 223 号関係課長通知。以下「課長通知」という。）に基づき、その低減化のための措置を講ずることによって飼料用米を給与した動物に由来する畜産物の安全の確保を図っているところです。

今般、これまで飼料用米農薬安全確保事業により得られた知見について総括したところ、新たに課長通知の措置を要しない農薬成分を含む剤があると判断したので、別添のとおり課長通知を改正します。

また、課長通知の措置を要しないとしていた農薬成分のうち、下記に掲げる農薬成分については農薬登録が失効したことから、別添のとおり課長通知を改正します。

については、これについて貴団体傘下の会員に対し周知徹底をお願いします。

今後とも関係者と連携の上、粗米の農薬残留に係る知見を収集し、必要なデータが得られれば、適宜、当該措置の見直しを行うこととしているので申し添えます。

なお、本通知による改正後の課長通知の措置を要しない農薬成分を含む剤は別紙のとおりであるので参照願います。

記

課長通知の措置を要しないとしていた農薬成分のうち、今般農薬登録失効した農薬成分  
DEP(トリクロロホン)

(別 添)

「飼料として使用する粳米への農薬の使用について」(平成 21 年 4 月 20 日付け 2 1 消安第 658 号・21 生畜第 223 号 消費・安全局農産安全管理課長、畜水産安全管理課長、生産局農業生産支援課長、畜産部畜産振興課長連名通知) 一部改正新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">記</p> <p>3. 但し、以下の農薬成分については、上記 1 及び 2 の措置を要しない。 ACN (キノクラミン)、BPMC (フェノブカルブ)、PAP(フェントエート)、アジムスルフロン、アゾキシストロビン、イソプロチオラン、エチプロール、オキシリニック酸、オリサストロビン、カルフェントラゾンエチル、クロマフェノジド、シハロホップブチル、シメコナゾール、チアメトキサム、チオファネートメチル、ヒドロキシイソキサゾール、フェリムゾン、ブプロフェジン、フラメトピル、フルセトスルフロン、フルトラニル、プロベナゾール、ペノキススラム、マラソン (マラチオン)、メトキシフェノジド、メトミノストロビン及びメプロニル</p> <p>[別紙] ○殺虫剤 BPMC 乳剤 BPMC 粉剤 BPMC・PAP 粉剤 (削除) (削除) PAP 乳剤 PAP 粉剤 エチプロール水和剤</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>3. 但し、以下の農薬成分については、上記 1 及び 2 の措置を要しない。 ACN (キノクラミン)、BPMC (フェノブカルブ)、<u>DEP (トリクロロホン)</u>、PAP(フェントエート)、アジムスルフロン、アゾキシストロビン、イソプロチオラン、エチプロール、オキシリニック酸、オリサストロビン、カルフェントラゾンエチル、クロマフェノジド、シハロホップブチル、シメコナゾール、チアメトキサム、チオファネートメチル、ヒドロキシイソキサゾール、フェリムゾン、ブプロフェジン、フラメトピル、フルセトスルフロン、フルトラニル、プロベナゾール、ペノキススラム、マラソン (マラチオン)、メトキシフェノジド、メトミノストロビン及びメプロニル</p> <p>[別紙] ○殺虫剤 BPMC 乳剤 BPMC 粉剤 BPMC・PAP 粉剤 <u>DEP 乳剤</u> <u>DEP 粉剤</u> PAP 乳剤 PAP 粉剤 エチプロール水和剤</p>

エチプロール粉剤	エチプロール粉剤
<u>エチプロール粉粒剤</u>	エチプロール粉粒剤
エチプロール粒剤	エチプロール粒剤
クロマフェノジド水和剤	クロマフェノジド水和剤
チアメトキサム水和剤	チアメトキサム水和剤
ブプロフェジン水和剤	ブプロフェジン水和剤
ブプロフェジン粉剤	ブプロフェジン粉剤
ブプロフェジン粒剤	ブプロフェジン粒剤
ブプロフェジン・BPMC粉剤	ブプロフェジン・BPMC粉剤
マラソン乳剤	マラソン乳剤
マラソン粉剤	マラソン粉剤
マラソン・BPMC乳剤	マラソン・BPMC乳剤
マラソン・BPMC粉剤	マラソン・BPMC粉剤
メトキシフェノジド水和剤	メトキシフェノジド水和剤
メトキシフェノジド粉剤	メトキシフェノジド粉剤
○殺菌剤	○殺菌剤
アゾキシストロビン水和剤	アゾキシストロビン水和剤
アゾキシストロビン粉剤	アゾキシストロビン粉剤
<u>アゾキシストロビン粉粒剤</u>	(新設)
イソプロチオラン水和剤	イソプロチオラン水和剤
イソプロチオラン乳剤	イソプロチオラン乳剤
イソプロチオラン粉剤	イソプロチオラン粉剤
<u>イソプロチオラン粉粒剤</u>	(新設)
イソプロチオラン粒剤	イソプロチオラン粒剤
<u>イソプロチオラン・フルトラニル粒剤</u>	(新設)
オキシリニック酸水和剤	オキシリニック酸水和剤
オキシリニック酸粉剤	オキシリニック酸粉剤
オリサストロビン粒剤	オリサストロビン粒剤
シメコナゾール粒剤	シメコナゾール粒剤
シメコナゾール・メトミノストロビン粒剤	シメコナゾール・メトミノストロビン粒剤
チオファネートメチル水和剤	チオファネートメチル水和剤
チオファネートメチル粉剤	チオファネートメチル粉剤
ヒドロキシイソキサゾール液剤	ヒドロキシイソキサゾール液剤
<u>ピロキロン・フラメトピル粒剤</u>	(新設)
フェリムゾン水和剤	フェリムゾン水和剤
フラメトピル粉剤	フラメトピル粉剤
フラメトピル粒剤	フラメトピル粒剤
フラメトピル・プロベナゾール粒剤	フラメトピル・プロベナゾール粒剤
フラメトピル・メトミノストロビン粒剤	フラメトピル・メトミノストロビン粒剤
フルトラニル水和剤	フルトラニル水和剤
フルトラニル乳剤	フルトラニル乳剤

フルトラニル粉剤	フルトラニル粉剤
<u>フルトラニル粒剤</u>	(新設)
<u>フルトラニル油剤</u>	(新設)
プロベナゾール粉粒剤	プロベナゾール粉粒剤
プロベナゾール粒剤	プロベナゾール粒剤
メトミノストロビン剤	メトミノストロビン剤
メトミノストロビン粒剤	メトミノストロビン粒剤
メプロニル水和剤	メプロニル水和剤
メプロニル粉剤	メプロニル粉剤
○殺虫殺菌剤	○殺虫殺菌剤
エチプロール・イソプロチオラン粒剤	エチプロール・イソプロチオラン粒剤
エチプロール・オリサストロビン粒剤	エチプロール・オリサストロビン粒剤
エチプロール・メトミノストロビン粒剤	エチプロール・メトミノストロビン粒剤
チアメトキサム・アゾキシストロビン水和剤	チアメトキサム・アゾキシストロビン水和剤
ブプロフェジン・BPMC・イソプロチオラン粉剤	ブプロフェジン・BPMC・イソプロチオラン粉剤
ブプロフェジン・BPMC・フルトラニル粉剤	ブプロフェジン・BPMC・フルトラニル粉剤
<u>ブプロフェジン・イソプロチオラン・フラメトピル粒剤</u>	(新設)
<u>ブプロフェジン・フルトラニル水和剤</u>	(新設)
<u>ブプロフェジン・フルトラニル粒剤</u>	(新設)
○除草剤	○除草剤
ACN剤	ACN剤
ACN粒剤	ACN粒剤
アジムスルフロン・カルフェントラゾンエチル・フルセトスルフロン粒剤	アジムスルフロン・カルフェントラゾンエチル・フルセトスルフロン粒剤
<u>アジムスルフロン・シハロホップブチル粒剤</u>	(新設)
カルフェントラゾンエチル・フルセトスルフロン粒剤	カルフェントラゾンエチル・フルセトスルフロン粒剤
シハロホップブチル乳剤	シハロホップブチル乳剤
シハロホップブチル粒剤	シハロホップブチル粒剤
フルセトスルフロン水和剤	フルセトスルフロン水和剤
フルセトスルフロン粒剤	フルセトスルフロン粒剤
ペノキススラム水和剤	ペノキススラム水和剤

## ○殺虫剤

BPMC 乳剤  
BPMC 粉剤  
BPMC・PAP 粉剤  
PAP 乳剤  
PAP 粉剤  
エチプロール水和剤  
エチプロール粉剤  
エチプロール粉粒剤  
エチプロール粒剤  
クロマフェノジド水和剤  
チアメトキサム水和剤  
ブプロフェジン水和剤  
ブプロフェジン粉剤  
ブプロフェジン粒剤  
ブプロフェジン・BPMC 粉剤  
マラソン乳剤  
マラソン粉剤  
マラソン・BPMC 乳剤  
マラソンロ BPMC 粉剤  
メトキシフェノジド水和剤  
メトキシフェノジド粉剤

## ○殺菌剤

アゾキシストロビン水和剤  
アゾキシストロビン粉剤  
アゾキシストロビン粉粒剤  
イソプロチオラン水和剤  
イソプロチオラン乳剤  
イソプロチオラン粉剤  
イソプロチオラン粉粒剤  
イソプロチオラン粒剤  
イロプロチオラン・フルトラニル粒剤  
オキシリニック酸水和剤  
オキシリニック酸粉剤  
オリサストロビン粒剤  
シメコナゾール粒剤  
シメコナゾール・メトミノストロビン粒剤  
チオフアネートメチル水和剤  
チオフアネートメチル粉剤  
ヒドロキシイソキサゾール液剤

ピロキロン・フラメトピル粒剤  
フェリムゾン水和剤  
フラメトピル粉剤  
フラメトピル粒剤  
フラメトピル・プロベナゾール粒剤  
フラメトピル・メトミノストロビン粒剤  
フルトラニル水和剤  
フルトラニル乳剤  
フルトラニル粉剤  
フルトラニル粒剤  
フルトラニル油剤  
プロベナゾール粉粒剤  
プロベナゾール粒剤  
メトミノストロビン剤  
メトミノストロビン粒剤：  
メプロニル水和剤  
メプロニル粉剤

○殺虫殺菌剤

エチプロール・イソプロチオラン粒剤  
エチプロール・オリサストロビン粒剤  
エチプロール・メトミノストロビン粒剤  
チアメトキサム・アゾキシストロビン水和剤  
ブプロフェジン・BPMC・イソプロチオラン粉剤  
ブプロフェジン・BPMC・フルトラニル粉剤  
ブプロフェジン・イソプロチオラン・フラメトピル粒剤  
ブプロフェジン・フルトラニル水和剤  
ブプロフェジン・フルトラニル粒剤

○除草剤

ACN 剤  
ACN 粒剤  
アジムスルフロン・カルフェントラズンエチル・フルセトスルフロン粒剤  
アジムスルフロン・シハロホップブチル粒剤  
カルフェントラズンエチル・フルセトスルフロン粒剤  
シハロホップブチル乳剤  
シハロホップブチル粒剤  
フルセトスルフロン水和剤  
フルセトスルフロン粒剤  
ペノキスラム水和剤

以上

## ● 農薬による蜜蜂の危害を防止するための我が国の取組について

農林水産省は、蜜蜂への危害を防止することを目的として我が国で行っている取組を広く国民の皆様にご覧いただくため、その内容を Q&A の形で、農林水産省のホームページにおいて紹介しています。

これは、EU が、2013 年 5 月、蜜蜂への危害を防止するため、ネオニコチノイド系殺虫剤（イミダクロプリド、クロチアニジン及びチアメトキサム）の使用の一部を暫定的に制限することを決定したことを受けて、我が国でもこれらの殺虫剤に対する関心が高まってきたことから、農林水産省が、8 月 26 日付けでホームページで紹介したものです。

ここでは、Q&A を農林水産省のホームページからそのまま引用して掲載します。参考にしてください。

農林水産省の該当ホームページ

([http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n\\_mitubati/qanda.html#q1](http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_mitubati/qanda.html#q1))

### Q1. 農薬を使うのに、何か規制やルールがありますか。

A1.

#### 登録された農薬しか使えません。

農薬は、農作物を病気、害虫、雑草などから守る目的で使用するものです。それ以外に、農作物の発芽、発根、伸長、着果、結実などを促進又は抑制する目的で使用されるいわゆる植物成長調整剤も農薬に含まれています。このように農薬は品質の良い農産物の安定供給に欠かせないものではありませんが、その使用が人や環境に悪影響を及ぼす可能性がないわけではありません。例えば、殺虫剤は、害虫を駆除するために使用されるものですが、その使用によって害虫以外の虫も死んでしまう可能性があります。このため、効果や安全性に関するデータを審査して問題がないと判断した農薬のみを、農林水産省が登録し、登録された農薬のみを使用できることになっています。また、登録の際に、使用できる作物と使用方法（希釈倍数、使用量、使用時期、回数など）を合わせて定めており、農薬を使用するときにはこれらを守らなければなりません。

栽培される農作物は国によって異なります。また、気候や栽培される農作物、栽培方法が違えば、発生する病気や害虫や雑草も違います。このため、必要となる農薬やその使用方法、使用できる作物は、各国で異なっています。

#### さまざまな試験成績に基づき、効果・安全性を確認した農薬だけを登録します。

農薬登録の際には、農薬の開発者に以下の試験成績の提出を求めています。

- ・薬効・薬害に関する試験
- ・農作物や土壌中の残留に関する試験
- ・毒性に関する試験（人に対する健康影響を見るため、実験動物に農薬を与えて実施する試験）
- ・有用生物への影響に関する試験
- ・植物や動物における農薬の代謝・動態に関する試験

農林水産省は、食品安全委員会、厚生労働省及び環境省と協力して、農薬を使用する農業者の健康への影響、水質や水生生物などへの影響、周辺の農作物や蜜蜂などの有用生物への

影響、農薬が残留した農産物を食べた消費者の健康への影響、病虫害防除の効果などを、これらの試験成績に基づいて評価し、登録の可否を判断しています。

**農薬は、ラベルに表示された使用方法を守って使用しなければなりません。**

農薬登録の際に効果及び安全性が確認された使用方法をラベルに記載することが定められています。農薬が、必要な効果を発揮しつつ、人の健康や環境に悪影響を与えないようにするためには、ラベルに表示された使用方法を守ることが不可欠です。農林水産省は、都道府県、農協、販売業者を通じて、使用方法を守るよう農薬使用者に指導しています。

**Q2. 農薬による蜜蜂の被害を防ぐため、日本ではどのような対策がとられているのでしょうか。**

**A2.**

**蜜蜂に対する影響試験の結果に基づき、農薬を使用する際に注意すべき事項をラベルに記載することが定められています。**

農林水産省は、農薬登録の前に、農薬の成分を蜜蜂の体に塗布したり、砂糖水に混ぜて蜜蜂に与えたりして、蜜蜂に対する影響を試験して、その結果を登録申請の際に提出するよう、農薬の開発者に求めています。

試験の結果、その農薬成分の蜜蜂に対する毒性が比較的強い（例えばその成分を20%含む薬剤を1000倍に薄めた散布液が1匹あたり1滴分（約0.05ml）付着しただけでも試験に供した蜜蜂の半数が死んでしまう程度）ことが判明すれば、

- ・ 散布の際に巣箱及びその周辺にかからないようにする
- ・ 養蜂が行われている地区では都道府県の畜産部局と連絡し、蜜蜂の危害防止に努めるなどの注意事項を、その農薬のラベルに表示しなければなりません。

現在我が国で農作物に広く使用されている有機リン系、ピレスロイド系、ネオニコチノイド系などの殺虫剤の場合、散布液が0.001～0.0001ml（1滴の数十分の1～数百分の1）付着しただけでも蜜蜂が死ぬ可能性があるため、上記の注意事項を守って使用するよう、都道府県を通じて農家を指導しています。

**蜜蜂に農薬がかかるのを防ぐため、農家と養蜂家との間の連絡を密にするように指導しています。**

養蜂家の方が季節によって花のある地域へと巣箱を移動させることがあるので、農家が農薬を使用するときに、蜜蜂の巣箱が近くにある場合もありません。そこで、農林水産省は、都道府県を通じて、農薬を使用する農家と養蜂家との間で、巣箱の位置・設置時期や、農薬の散布時期などの情報を交換し、巣箱を退避するなどの対策を講じるよう指導しています。

この指導に基づき、養蜂の盛んな地域を中心に、各地で以下のような取組が行われています。

- ・ 養蜂組合等が、巣箱マップや養蜂家の連絡先などを、周辺農家や、市町村、農協、無人ヘリコプターによる防除を実施する者などに提供する。農薬の散布前には農家が周辺の養蜂家に連絡する。
- ・ 普及指導センターや農協が、当該地域の農薬の使用時期や無人ヘリコプターによる防除の計画を、養蜂組合等を通じて、あらかじめ養蜂家へ提供する。

- ・普及指導センターや農協が農薬危被害防止の目的で定期的を開催する協議会等に養蜂組合等が参加し、養蜂家からの情報を積極的に伝達する。

**蜜蜂の被害を減らすための対策を、今後も引き続き検討していきます。**

蜜蜂の被害があったときには、養蜂家から都道府県に届け出てもらい、まず都道府県の養蜂を担当する部局が被害の状況、ダニ、ウイルスへの感染の有無などを調査しています。その結果、農薬が原因である可能性がある場合は、都道府県の農薬使用の指導を担当する部局が周辺農地の農薬の使用状況を調査し、調査結果を農林水産省に報告します。また、農地の周辺で蜜蜂が農薬を浴びたり取り込んだりしているのかを明らかにする試験研究を農林水産省が実施しています。これらの調査や試験研究から、農薬の使用によって蜜蜂に被害が発生すること及びその仕組みについて新しい知見が得られれば、直ちに被害を減らすためのより効果的な対策を検討し、実施します。

なお、ダニや病気も群内の蜜蜂の数が減少する原因となることが知られています。これらによる悪影響を防ぐため、2011年3月に養蜂家向けに刊行された「養蜂マニュアル」(注)は、蜜蜂の衛生管理対策をとるよう勧めています。

(注) 平成22年度の農林水産省の補助事業として、(独)農業・食品産業技術総合研究機構畜産草地研究所の蜜蜂の研究者、大学の研究者や各地の養蜂家が共同で取りまとめたものです。

**Q3. 日本では、農薬による蜜蜂の被害はどの程度発生しているのですか。**

**A3.**

**都道府県からの報告によると、農薬が原因の可能性のある蜜蜂の被害は、近年では、年間数件程度です。**

2005年頃まで、蜜蜂の被害の報告がほとんどない時期もありましたが、農薬による被害を受けてもそれを届け出ない養蜂家の方もいるのではないかと言われてきました。2008年から日本養蜂はちみつ協会が独自に蜜蜂の被害の報告を求めており、2011年に刊行された「養蜂マニュアル」(注)は、被害があれば都道府県や地元の養蜂組合に報告するよう呼びかけています。この呼びかけの効果もあり、近年では、毎年数件程度の報告があります。

なお、これらの被害件数は、養蜂家からの被害の報告を、被害の原因が判明したかどうかやその原因に関わらず集計したものです。

(注) 平成22年度の農林水産省の補助事業として、(独)農業・食品産業技術総合研究機構畜産草地研究所の蜜蜂の研究者、大学の研究者や各地の養蜂家が共同で取りまとめたものです。(http://www.maff.go.jp/test/chikusan/sinko/pdf/youhouka.pdf)

(→「農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況について」)

(http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n\_topics/h20higai\_zyokyo.html)

**2013年度から、蜜蜂の被害事例について、これまでよりも詳細な調査を行い農林水産省に報告してもらうことにしました。**

蜜蜂の被害を減らす対策を考えるためには、被害の発生状況をより正しく知り、被害の発

生要因を明らかにする必要があります。具体的には、蜜蜂の被害の程度や発生時期、病気の有無、周辺での作物の栽培状況、農薬の使用状況などの情報が必須です。

農林水産省は、養蜂家の方から被害の報告があった場合の調査手順や調査項目をまとめました。2013年度から、都道府県に対し、この手順に基づいて、養蜂を担当する部局と農薬使用の指導を担当する部局が連携して調査を実施し、農林水産省に報告してもらうよう、協力をお願いしています。具体的には、まず、養蜂を担当する部局や家畜保健衛生所などが、被害の状況、ダニ、ウイルスへの感染の有無などを調査します。その結果、農薬が原因である可能性がある場合は、農薬の使用の指導を担当する部局が、周辺農地の農薬の使用状況を調査します。

この調査結果は毎年取りまとめます。また、ある程度以上の事例が集まれば、農薬による蜜蜂の被害の発生要因について詳細な解析を行い、被害を低減する対策の検討に活用します。

#### **Q4. 2008年の日本における蜜蜂不足の原因は何だと考えていますか。**

**A4.**

**我が国では、2008年、一部の地域で花粉交配に使用する蜜蜂が不足しましたが、これは「蜂群崩壊症候群」(GCD)によるものではありません。**

我が国では、2008年から2009年にかけて蜜蜂の蜂群数が減少し、一部地域において花粉交配用蜜蜂の不足が生じました。その原因として、天候不順や寄生ダニの被害等により蜜蜂が十分に繁殖できなかったことや、オーストラリアで病気が発生したため2007年11月から同国からの女王蜂の輸入が見合わされていたことなどが考えられました。養蜂家などには、農薬の影響ではないかとする声もありました。

一方、欧米では、働き蜂のほとんどが女王蜂や幼虫などを残したまま突然いなくなり、蜜蜂の群れが維持できなくなってしまう「蜂群崩壊症候群」(CCD)が2000年代から問題になっています。米国では、問題が明らかとなった2006年以降、5年連続で蜜蜂の群れの3割以上が越冬できずに消失し、2011年の冬にも22%の群れが越冬できなかったと報告されています。日本ではこのような現象は見られていません。

**農林水産省は、蜜蜂の研究者、養蜂家、花粉交配用蜜蜂の利用者、都道府県の担当者などの意見を参考に、原因究明のための研究を実施し、蜜蜂の需給調整を強化しました。**

農林水産省は、蜜蜂不足の実態把握や当面の対応策等を検討するため、2009年夏に、蜜蜂の研究者、養蜂家、花粉交配用蜜蜂の利用者、都道府県の担当者などから成る「みつばちの不足問題に関する有識者会議」を2回開催しました。この会議での意見に基づいて、農林水産省は、次の対策を講じました。

- ・ 蜜蜂の減少の原因を科学的に明らかにするための調査研究の実施
- ・ 都道府県の範囲を超えて花粉交配用蜜蜂の蜂群の需給調整を行うための「需給調整システム」の立ち上げ

2008年から2009年にかけて国内で蜜蜂が十分に繁殖できなかったため、2009年度中に、ダニ、病気、ストレス、農薬など幅広い視点から調査する研究を農林水産省が実施しましたが、その原因は特定できませんでした。巣箱の周辺で死んでいた虫からネオニコチノイド系

農薬が検出された事例もありましたが、ダニや病原菌の影響が示唆された事例もありました。また、花粉交配の目的で高温になる温室の中で使用されることがストレスとなっていることも示されました。この研究の報告書は、(独)農業・食品産業技術総合研究機構畜産草地研究所のホームページからダウンロードできます。

・「ミツバチ不足に関する調査研究報告書」

(<http://www.naro.affrc.go.jp/nilgs/project/honeybee/029486.html>)

また、2009年から花粉交配用蜜蜂の需給を都道府県間で調整するようにした結果、2010年以降花粉交配用蜜蜂の不足は見られなくなりました。

**Q5. 農薬の蜜蜂への影響について、我が国では、どのような試験研究を実施しているのでしょうか。**

**A5.**

国際的には、蜜蜂の群れが維持できなくなってしまう原因としては、ダニ、病気、ストレス、農薬などが考えられています。我が国では、2009年度以降、農薬の蜜蜂への影響について、農林水産省の所管する試験研究機関が次のような試験研究を実施してきました。

**2008～2009年に蜜蜂が十分に繁殖しなかった原因について、幅広く検討しました。(2009年度)**

2008年から2009年にかけて我が国で花粉交配用蜜蜂の不足が発生した際に、蜜蜂が十分に繁殖できなかった原因について研究を実施しましたが、原因を特定できませんでした(注1)。

**水田地帯で農薬による被害が発生する仕組みの解明に取り組みました。(2010～2012年度)**

2010年度から2012年度まで、新規女王蜂の生産、ダニ防除、ストレス緩和等の対策技術に加えて、農薬使用に伴ってどのように蜜蜂の被害が発生するのかを解明するため、「ミツバチ不足に対応するための養蜂技術と花粉交配利用技術の高度化」(注2)の研究を行いました。

我が国では、夏に水稻のカメムシ防除を目的として農薬を使用する時期に、蜜蜂の被害が多く報告されています。これは、夏には蜜蜂が利用できる花が少なく、稲の花粉を求めて蜜蜂が水田を訪れることと関連しているのではないかとわれています。そこで、水田地帯において、ネオニコチノイド系農薬をはじめ各種の殺虫剤が散布される時期に、周辺の蜜蜂が受ける影響や農薬への曝露量等を調査しました。現在、調査結果の解析中です。終了次第、公表します。

**蜜蜂が農薬に曝露される経路を推定するための研究を実施中です。**

2013年度には、蜜蜂にどのようにして農薬が付着するのかを推定するため、水田地帯周辺の蜜蜂の主な餌源を明らかにするとともに、蜜蜂が餌とすることのあるイネ花粉への農薬の移行量を把握するための研究を実施する予定です。

(注1) 「ミツバチ不足に関する調査研究報告書」

(<http://www.naro.affrc.go.jp/nilgs/project/honeybee/029486.html>)

(注2) 「ミツバチ不足に対応するための養蜂技術と花粉交配利用技術の高度化」

**Q6. EUにおいて、ネオニコチノイド系農薬の使用が制限されることとなったことですが、その内容はどのようなものですか。**

**A6.**

**ネオニコチノイド系農薬のうち3種類を、種子処理や土壌処理に使用すると、蜜蜂に悪影響を与える可能性がある」と述べられています。**

EUで農薬の審査を行う機関である欧州食品安全機関（EFSA）が、2013年1月に、3種類のネオニコチノイド系農薬（イミダクロプリド、クロチアニジン及びチアメトキサム）について、蜜蜂への影響に関する評価結果を公表しました。EFSAは、これらの農薬を種子処理や土壌処理（注）に使用すると、その結果として蜜蜂に被害が出る可能性がある」と述べています。

欧米では、畑地での大型機械による播種作業が一般的で、その際に種子から剥がれ落ちたり、粒が壊れたりして粉塵状になった農薬が巻き上げられます。その結果、周辺の花が咲いている植物を訪れていた蜜蜂に農薬が付着したりする可能性があるといわれています。また、農作物や周辺の植物に農薬が吸収されて、その植物の花粉や蜜を介して蜜蜂に被害が出たりする可能性もあるといわれています。

（注） 種子処理とは、種子の表面に農薬の粉末をまぶしたり、農薬の溶液に種子を浸したりして、種子の表面に農薬を付着させることを言います。害虫防除の目的で農薬をこのような方法で使用することは、日本ではあまり一般的ではありませんが、EUでは、省力的な害虫対策として広く使用されています。

土壌処理とは、粒状の農薬を作物ではなく土壌に散布することを言います。機械による播種作業では、種子をまく溝の中に同時に散布されるのが一般的です。

**EUは、これらのネオニコチノイド系農薬について、蜜蜂の被害につながる可能性のある方法では使用させないことにしました。**

EUでは、2013年5月24日に、蜜蜂を保護する目的で、これら3種類のネオニコチノイド系農薬について、次のように使用の一部を制限することを決めました。

- ・穀物や蜜蜂が好んで訪花する作物については、種子処理、土壌処理又は茎葉散布（農薬を作物に直接噴霧すること）による使用はできなくなります。
- ・施設栽培における使用や、花が終わった後の野菜・果樹に対する使用は、農家や防除業者であれば可能です。（家庭園芸用等では使用できません。）

（下記の表も参考としてください。）

これらの措置は、2013年12月1日より全面的に実施されます。また、遅くとも2年以内に、農薬製造者から提出される追加データなどを参考に、措置を見直すこととなっています。

	農家及び防除業者の使用		農家及び防除業者以外の使用 (家庭園芸用等)
	土壌処理／種子処理	茎葉散布	
蜜蜂の嗜好性が高い作物 ・種実を利用する作物（菜種、ひまわり、とうもろこし、各種果菜類・果樹等） ・栽培期間中に開花する作物（マメ科牧草等）	一部制限 (施設栽培での使用及び開花期の後に使用するものは可)		不可
とうもろこし以外の穀類 (1月～6月に播種するもの) 稲、小麦、大麦等	不可	不可	
とうもろこし以外の穀類 (7月～12月に播種するもの) 冬小麦等	可		
上記以外の作物 開花前に収穫する作物 (葉菜類、タマネギ等)	可		

**Q7. これら3種類のネオニコチノイド系農薬は、日本でどのように使われているのですか。**

**A7.**

**イミダクロプリド、クロチアニジン、チアメトキサムのいずれも、稲、果樹、野菜などに幅広く使用されています。**

これら3種類のネオニコチノイド系農薬は、カメムシ、ウンカ、アブラムシ、コナジラミ、ハモグリガなど、主要な害虫に対して優れた防除効果があります。これらの農薬を使用することができる作物も、稲、果樹、野菜など幅広く、農家による害虫の防除に欠かせません。

我が国では、農薬を表面に付着させた種子をまくという使い方は害虫対策として一般的ではありません。粒剤の土壌処理、水で希釈した散布液の茎葉散布、動力散布機につないだホースからの粉剤の散布などの方法で使用されています。

**水稻のカメムシ防除に重要な農薬です。**

稲の花が開花して受粉し、乳液状のデンプンが糊にたまり始めると、カメムシがこれを好んで吸いに来ます。カメムシに吸われた米粒は、成熟が止まったり、吸われた痕が黒くしみになったりします(右の写真)。このような米が混じると、米の商品価値が著しく下がってしまうので、カメムシを確実に防除する必要があります。

これらのネオニコチノイド系農薬は、カメムシのよ

「斑点米の写真」  
及び  
「斑点米カメムシの一種(アカヒゲホソミドリカスミガメの写真)  
(省略)

うな吸汁害虫に対して優れた防除効果を持つ殺虫剤です。カメムシの防除に使われる他の殺虫剤に比べて、人に対する毒性が弱いので、水田で働く人が自分の健康や米を食べる人の健康を考慮にいたった場合に使いやすいのです。水生生物に対する毒性も弱く、水田の下流に位置する河川や養魚池などへの影響を心配する必要もありません。また、他の殺虫剤の中には、油に溶けやすく、稲に使用すると稲わらを餌とする家畜の肉などに残りやすいため、使用時に注意が必要なものもあります。しかし、ネオニコチノイド系農薬は、油に溶けにくく畜産物に残りにくいものがほとんどです。

ネオニコチノイド系農薬はこのような特性を持っているため、水稻のカメムシ防除の場面で広く利用されています。

**我が国では、このほかにも、4種類のネオニコチノイド系殺虫剤が農薬として登録されています。**

我が国では、このほか、ジノテフラン、ニテンピラム、アセタミプリド及びチアクロプリドが農薬登録されています。これらの殺虫剤も、さまざまな農作物に使用されています。

		ミツバチ	ヒト		コイ	ミジンコ類	藻類
		付着で半数死亡する量 (48時間 マイクロ g/頭)	一日摂取 許容量 (mg/kg 体重/日)	急性参照 用量 (mg/kg 体重)	半数死亡 する水中 濃度 (96時間 mg/L)	半数の遊 泳を阻害 する水中 濃度 (48時間 mg/L)	半数の成 長を阻害 する水中 濃度 (72時間 mg/L)
			短期毒性 の指標	長期毒性 の指標	短期毒性 の指標	短期毒性 の指標	短期毒性 の指標
ネオ ニコ チノ イド 系	イミダクロプリド	0.045	0.057	0.4	170	85	>99
	クロチアニジン	0.044	0.097	0.6	>100	40	>270
	チアメトキサム	0.024	0.018	1	>120	>100	>91
	ジノテフラン	0.023	0.22	1	>97	>970	>97
	ニテンピラム	0.071	0.53	注4	>100 注5	>100	41
	アセタミプリド	(8.09) 注2	0.071	0.1	>100	50	>100
	チアクロプリド	>100	0.012	0.03	>97	>97	>97
その他 (注)	MEP (有機リン 系)	(0.16) 注3	0.0033	0.04	3.6	0.0045	2.2

1)	エトフェンプ ロックス (ピレスロイ ド系)	0.031	0.031	1	0.14	0.0036	>0.05
	エチプロール (フェニルピ ラゾール系)	0.013	0.005	0.35	>14	>8.3	>16

出典：食品安全委員会による食品健康影響評価、諸外国及びFAO/WHO 合同残留農薬専門家  
会合（JMPR）による評価結果、農薬抄録等

注1：ネオニコチノイド系以外の系統の農薬については、広く使用されている代表的なもの  
1種類を挙げた。

注2：投与後72時間後までに半数死亡する量

注3：投与後24時間後までに半数死亡する量

注4：諸外国（米国、欧州、豪州）やJMPRでも未設定

注5：ヒメダカによる試験

**Q8. 我が国でもEUと同様に3種類のネオニコチノイド系農薬の使用を制限しなくてもいいのですか。**

**A8.**

**これらの農薬は水稻のカメムシ防除に重要です。**

稲の花が開花して受粉し、乳液状のデンプンが靱にたまり始めると、カメムシがこれを好んで吸いに来ます。カメムシに吸われた米粒は、成熟が止まってしまったり、吸われた痕が黒くしみになったりし、いわゆる斑点米ができてしまいます。斑点米は、米の商品価値を著しく下げするため、カメムシの防除は米の生産において重要です。これらの3種類のネオニコチノイド系農薬は、カメムシのような吸汁害虫に対して優れた防除効果を持つ殺虫剤です。

**これらの農薬はカメムシ防除に用いられる他の殺虫剤に比べて、人や水生生物に対する毒性が弱いです。**

これらの3種類のネオニコチノイド系農薬は、カメムシの防除に使われる他の殺虫剤に比べて、人に対する毒性が弱いので、水田で働く人が自分の健康や米を食べる人の健康を考慮にいたした場合使いやすいのです。水生生物に対する毒性も弱く、水田の下流に位置する河川や養魚池などへの影響を心配する必要もありません。他の殺虫剤の中には、油脂に溶けやすく、稲に使用すると稲わらを餌とする家畜の肉などに残りやすいため、使用時に注意が必要なものもあります。しかし、ネオニコチノイド系農薬は、油脂に溶けにくく畜産物にはあまり残留しません。

ネオニコチノイド系農薬はこのような特性を持っているため、水稻のカメムシ防除の場面で広く利用されています。

**我が国では、水稻のカメムシ防除で農薬を使用する時期に蜜蜂の被害が多く報告されています。**

我が国では、夏に水稻のカメムシ防除を目的として農薬を使用する時期に、蜜蜂の被害が

多く報告されています。これは、夏には、蜜蜂が利用できる花が少なく、稲の花粉を求めて蜜蜂が水田を訪れることと関連しているのではないかとわれています。

このため、農林水産省は、都道府県を通じて、農薬を使用する農家と養蜂家の間で、巣箱の位置・設置時期や、農薬の散布時期などの情報を交換し、巣箱を退避するなどの必要な対策を講じるよう指導しています。

また、蜜蜂の被害があったときには、養蜂家から都道府県に届けてもらい、まず都道府県の養蜂を担当する部局が被害の状況、ダニ、ウイルスへの感染の有無などを調査します。その結果、農薬が原因である可能性がある場合は、都道府県の農薬使用の指導を担当する部局が周辺農地の農薬の使用状況を調査し、調査結果を農林水産省に報告します。この調査結果は毎年取りまとめます。また、ある程度以上の事例が集まれば、農薬による蜜蜂の被害の発生要因について詳細な解析を行い、被害を低減する対策の検討に活用します。

### **カメムシ防除の効果、蜜蜂への悪影響の程度、人や水生生物への影響などのバランスを考慮し、カメムシ防除に使用する農薬の使用方法の変更が必要か検討します。**

ネオニコチノイド系農薬は、カメムシに優れた防除効果を持ち、また人や水生生物に対する毒性が弱い特性があることから多くの都道府県で使用されています。現在のところ、カメムシなどの害虫だけにネオニコチノイド系農薬と同程度の防除効果を持ちながら、蜜蜂への悪影響が全くない殺虫剤は開発されていません。蜜蜂の被害を防止する観点を含めカメムシ防除に使用する農薬やその適切な使用方法を検討するため、農林水産省は次のような情報の収集と解析を始めました。

- ・各地域で実施されているカメムシ防除に用いられている防除方法（使用農薬及び使用方法）とその理由について詳細な情報
- ・ネオニコチノイド系農薬及びその他の殺虫剤について、カメムシの防除効果、蜜蜂に対する毒性、人や水生生物への毒性の比較
- ・水田で発生している蜜蜂の被害実態
- ・水田地帯においてカメムシ防除のためにネオニコチノイド系農薬をはじめ各種の殺虫剤が散布される時期に周辺の蜜蜂が受ける影響や農薬の暴露量

これらの情報をもとに、ネオニコチノイド系農薬やそれに代わる殺虫剤を用いることによる、防除効果への影響、蜜蜂への悪影響の程度、人や水生生物への影響などのバランスを考慮し、農薬の使用方法の変更が必要かどうかを検討し、必要であれば変更します。

## **● 病虫害発生予察情報「特殊報」について**

農林水産省及び都道府県は、農作物の生育状況などを調査して、これに基づく情報を関係者に広く提供する「病虫害発生予察事業」を実施しています。

「発生予察情報」には、病虫害の発生に関する情報を定期的に発表される「発生予報」、病虫害が大発生することが予想され、早急に防除措置を講ずる必要が認められる場合に発表される「警報」、警報を発表するほどではないが、重要な病虫害が多発することが予想される場合に発表される「注意報」及び、それまで未発生の病虫害を発見した場合、重要な病虫害の

生態及び発生活長に特異な現象が認められた場合に速やかに発表される『特殊報』があります。

平成 25 年 6 月以降、都道府県が発表している『特殊報』は次のとおりです。

日付	府県名	作物	病害虫
6.3	神奈川	トマト	トマト萎凋病レース 3
6.18	愛知	サクラ・ウメ	<i>Aromia bungii</i> (カミキリムシ科)
6.27	三重	ウメ	ウメ輪紋病
6.27	福岡	ウンシュウミカン	ワタミヒゲナガゾウムシ
7.1	山口	トマト	トマト萎凋病レース 3
7.1	広島	トルコギキョウ	トルコギキョウえそ輪紋病
7.1	大分	ニホンナシ	ナシ炭疽病
7.10	千葉	トマト	トマト黄化病
7.29	高知	キク	キク茎えそ病
7.31	和歌山	キク	キク茎えそ病
8.22	香川	オリーブ	クワシロカイガラムシ トビイロマルカイガラムシ
8.23	山梨	チャ	チャトゲコナジラミ
8.26	岩手	ワラビ	ルイスコメツキモドキ クロアシコメツクモドキ
8.28	福岡	トマト	トマトモザイク病
8.29	宮城	きく、なす、ひまわり	アワダチソウグンバイ
9.6	広島	トマト	トマトモザイク病
9.13	長野	トマト	トマト黄化葉巻病
9.13	長野	トマト	タバココナジラミ バイオタイプ Q

## ● 使用制限のかかる農薬変更登録情報

農薬の登録内容は、必要に応じて見直しが行われます。農薬を適正に使用する上において特に使用制限となる変更には留意が必要です。

ここでは、平成25年7月以降に使用制限となった農薬をまとめてみました。農薬の使用にあたっては農薬のラベルを再度確認し、適正使用に留意して下さい。

農薬名 (商品名)	変更内容 (今回の使用制限変更にかかる部分のみ)	理由	変更(予定)日
プレバソフロアブ5	作物名「きく」を削除する。	1	平成25年9月25日
コサイド3000	作物名「ほおずき」を削除する。	1	平成25年9月25日
トレボン乳剤	作物名「葉しょうが」の使用時期を「収穫7日前まで」から「収穫14日前まで」に変更する。	1	平成25年10月9日
ポリオキシシンAL水和剤	作物名「ぶどう」の使用時期を「収穫30日前まで」から「収穫60日前まで」に変更	1	平成25年10月9日
エムダイファー水和剤	①作物名「みかん」および「かんきつ(みかんを除く)」の使用使用方法「空中散布」を削除する。 ②作物名「かんきつ(みかんを除く)」の使用時期「収穫60日前まで」を「収穫90日前まで」に変更する。	1	平成25年10月9日
ジマンダイセン水和剤	作物名「まくわうり」を削除する。	1	平成25年10月23日
ナブ乳剤	作物名「てんさい」の適用雑草名「一年生イネ科雑草(スズメカサバを除く)」について使用時期「雑草生育期イネ科雑草3~5葉期但し収穫60日前まで」の希釈水量を「25~150L/10a」から「100~150L/10a」に変更する。	1	平成25年10月23日
リゾトップ	「本剤の使用回数」及び「フラメトピルを含む農薬総使用回数」を「3回以内」から「2回以内」に変更する。	1	平成25年11月6日
エスレル10	作物名「麦類(小麦を除く)」を「大麦」へ変更する。	1	平成25年11月20日
サイアノックス水和剤	①作物名「りんご」の使用時期を「収穫30日前まで」から「収穫45日前まで」、本剤の使用回数 およびCYAPを含む農薬の総使用回数を「3回以内」から「2回以内」に	1	平成25年11月20日

	<p>変更する。</p> <p>②作物名「マルメロ」の本剤の使用回数およびCYAPを含む農薬の総使用回数を「3回以内」から「2回以内」に変更する。</p> <p>③作物名「もも」の使用時期を「収穫14日前まで」から「収穫21日前まで」に変更する。</p>		
サイアノックス粉剤	<p>①作物名「キャベツ」の使用時期を「収穫14日前まで」から「収穫21日前まで」に変更する。</p> <p>②作物名「きゅうり」の使用時期を「収穫前日まで」から「収穫開始3日前まで」に変更する。</p> <p>③作物名「ブロッコリー」を削除する。</p>	1	平成25年11月20日
サイアノックス乳剤	<p>①作物名「きゅうり」の使用時期を「収穫前日まで」から「収穫開始3日前まで」に変更する。</p> <p>②作物名「たばこ」を削除する。</p>	1	平成25年11月20日
パダンSG水溶剤	<p>①作物名「だいこん」の希釈倍数「1000倍」を削除する。</p> <p>②作物名「ぶどう」を「大粒種ぶどう」に変更する。</p>	1	平成25年11月20日
パダン水溶剤	<p>①作物名「稲」の使用方法「苗代及びその周辺の土壌全面に米ぬかとの混合毒餌を手でばらまく。」を削除する。</p> <p>②作物名「とうもろこし」、「ばれいしょ」、「はくさい」および「キャベツ」の使用方法「は種覆土後或いは、移植後土壌面全面に米ぬかとの混合毒餌を手でばらまく。」を削除する。</p> <p>③作物名「かんしょ」の使用方法「は種覆土後或いは、移植後土壌面全面に米ぬかとの混合毒餌を手でばらまく。」の使用回数を「6回以内」から「1回」、使用方法「散布」の使用回数を「6回以内」から「5回以内」、カルタップを含む農薬の総使用回数を「6回以内」から「6回以内（米ぬかとの混合毒餌処理は1回以内、散布は5回以内）」に変更する。</p> <p>④作物名「だいこん」を削除する。</p> <p>⑤作物名「ぶどう」を「大粒種ぶどう」に変更する。</p>	1	平成25年11月20日

パダン粉剤	作物名「はとむぎ」、「だいこん」、「はくさい」および「くり」を削除する。	1	平成 25 年 11 月 20 日
ルーバン水和剤	作物名「とうもろこし」の使用時期を「収穫 14 日前まで」から「収穫 30 日前まで」に変更する。	1	平成 25 年 11 月 20 日

変更理由 1：登録維持に必要な資料整備に経費と時間を要するため。

## ● 食品・添加物等規格基準の改正について

厚生労働省は、食品、添加物等の規格基準（いわゆる「農薬残留基準」）を順次、設定・改訂して公表しています。

最近、設定・改訂し公表したものは次のとおり。

- 平成 25 年 7 月 2 日、農薬アミスルブロム、シアゾファミド、スピロジクロフェン、ノルフルラゾン、フェリムゾン、フェントエート、フェンピラザミン、フルオピラム及びペンディメタリンについて、食品中の残留基準を設定しました。

また、農薬イミダクロプリドのカカオ豆の検体部位を「外皮を含むもの」から「外皮を含まないもの」に変更しました。

- 平成 25 年 8 月 6 日、農薬イプフェンカルバゾン、エタボキサム、塩酸ホルメタネート、シメコナゾール、ノバルロン、ピリメタニル、フロニカミド及びベンチアバリカルブイソプロピルについて食品中の残留基準を設定しました。
- 平成 25 年 10 月 22 日、農薬イソピラザム、イミシアホス、クロラントラニリプロール、シアゾファミド、ジノテフラン、スピネトラム、ピリオフェノン、フェントエート、フルリドンについて食品中の残留基準を設定しました。

また、残留基準が設定されている農薬アニコホス、ジクロフェンチオン、バミドチオン、ピリダフェンチオン、ミルネブ、メタゾールについて、食品中の残留基準を削除しました。

## ● 協会からのお知らせとお願い

### 1 緑の安全管理士支部大会（更新研修）及び管理士認定研修会

#### （1）平成 25 年度「緑の安全管理士」支部大会及び研修会開催日程

以下の日程で開催することとした。

支部名	開催日時	開催場所
北海道	25 年 11 月 26 日（火）	ホテル札幌ガーデンパレス
東北	11 月 28 日（木）	ホテル白萩
関東・甲信越①	11 月 27 日（水）	北とぴあ
関東・甲信越②	12 月 6 日（金）	北とぴあ

東海・北陸	12月9日(月)	名古屋企業福祉会館
近畿	26年1月24日(金)	新梅田研修センター
中国・四国	1月23日(木)	オルガホール
九州・沖縄	1月22日(水)	天神クリスタルビル

## (2) 「緑の安全管理士」認定研修会開催日程

研修会名	開催日時	開催場所
第35回認定研修会	25年12月2日(月)～4日(水) 3日間	共栄火災海上保険(株) 8階研修室(東京新橋)

## 2 特別研修会の開催

緑の安全管理士の役割については、「住宅地等における農薬使用について」(平成25年4月26日付け農林水産省・環境省局長通知)で、「地方公共団体が管理する施設の植栽の病虫害防除の業務を委託するに当たり、業務実施上の責任者が「緑の安全管理士」等の資格を有していること入札参加の要件とするなどの取り組みを推奨するとして初めて公式に記述され、緑の安全管理士の社会的責任は一層大きくかつ注目されています。このような中で、緑の安全推進協会と農薬工業会が協力して農薬工業会の支部ごとに特別研修会を開催することとしました。

この特別研修会は毎年開催しております緑の安全管理士支部大会とは内容を異にし、「現場で役立つ病虫害の診断・防除」、「農薬の適正使用に関するワンランク上の情報」を提供するとともに相互の情報交換を行う場として、緑の安全管理士の皆様の資質、能力及び信用度の一層の向上を目的としています。

毎年、2支部での開催を予定し、平成25年度は、関東・甲信越地区と東北地区での実施を計画しています。

この特別研修会は緑の安全管理士、農薬工業会会員関係者、防除業に携わっておられる方等幅広く参加者を募集しています。該当の支部に属する緑の安全管理士の方々には別途案内されます。

特別研修会では次のような講演が計画されています。

### ① 関東・甲信越地区

- (1) 住宅地での農薬使用について
- (2) 農薬の空容器、残農薬の処分と関係法令
- (3) 現場で役立つ果樹病害の診断方法と防除対策
- (4) 現場で役立つ果樹害虫の診断方法と防除対策

### ② 東北地区

- (1) 住宅地での農薬使用について
- (2) 農薬の空容器、残農薬の処分と関係法令
- (3) 東北地方におけるアカスジカスミガメの発生と防除
- (4) 現場で役立つ果樹病害の診断方法と防除対策

(5) 現場で役立つ果樹害虫の診断方法と防除対策

### 3 「緑の安全管理士」の皆さんへのお願い

#### (1) 「みどりのたより」への投稿のお願い。

種々の場面で活躍されている緑の安全管理士の皆さんの相互の情報交換あるいは意識の向上を目的に、“みどりのたより”に皆さんの現場での活動状況を掲載することとしました。管理士の皆さんの投稿をお待ちしております。

#### (2) 緑の安全管理士の皆さんのメールアドレス登録のお願い

緑の安全管理士の活躍の場を広げ、社会の期待に応えてその存在をアピールしてゆくため、地域における管理士としての組織的な活動を強化してゆくことが必要ではないかと考えております。

そこで、管理士の皆様に、E-mailのアドレスを登録していただき、地域の会員相互の連絡ネットワークを構築し、それを手掛かりに、地域活動の展開を図ることとしたいと思います。お届けいただいた管理士の皆様には、農薬登録情報など、随時、最新の情報をお届けします。これまで約60回にわたり【(公社)緑の安全推進協会からのたより】を発信しました。今後も速やかに情報をお届けします。

管理士の皆様には、この趣旨をご理解のうえ、①氏名、②ご自身のメールアドレス、③管理士番号、④現在のお住まいの都道府県名を記載したメールを次のアドレスに送付し、メールアドレス等の登録をお願いします。

メールの送付先：midori-kanrishi@midori-kyokai.com

#### (3) 「緑の安全管理士」の所属等変更届けについて

「緑の安全管理士」の届け出事項に変更があった場合は速やかに事務局までご連絡下さい。連絡は、郵便、FAX又は電子メールでお願いします。当会のホームページで届出書をダウンロード、印刷してご記入の上お送り下さい。

#### (4) 「緑の安全管理士」認定証をなくされた方へ

「緑の安全管理士」の認定証の再発行を希望される方は、「再発行願い」に必要な事項を記入の上、写真2枚、再発行料金(1,000円)を添えて事務局まで提出ください。「再発行願い」用紙はホームページからもダウンロードできます。

不明な点は事務局にお問い合わせください。

#### (5) 「緑の安全管理士」資格有効期限と資格復活を希望される方へ

「緑の安全管理士」資格の更新できなかった方で、資格復活を希望される方は事務局あてにご相談下さい。資格は一時失効となりますが、条件によっては次年度の更新研修会への参加資格を授与します。

### 4 講師派遣事業について

(公社)緑の安全推進協会では、農薬安全対策事業の一環として、講師謝礼及び交通費負担が不要の「無料の講師派遣事業」を展開しています。

都道府県・地方自治体・学校、関係団体・一般市民等が実施する研修会・勉強会等への講師派遣のご希望がございましたらお申込み下さい。講演内容に応じた適任の講師を

派遣いたします。また、管理士のみなさんのお知り合いの方で、講習会や研修会などを企画されている方がおられれば講師派遣事業を紹介してください。

本事業についての詳細はホームページをご覧ください。ご質問、申し込み等の相談は担当者（尾関又は石島）にお気軽にご連絡下さい。

電話番号： 03-5209-2511

FAX 番号： 03-5209-2513

メール： ishijima@midori-kyokai.com

## 5 農薬電話相談室について

農薬の使用者や一般市民の方々からの農薬に関する電話による疑問・質問、相談に無料で応じています。直接の疑問・質問など以外にも、「この問題についてはどこに聞いたら良いか」などについても気軽にお尋ね下さい。 電話：03-5209-2512

## 6 緑の安全推進協会の出版物などのご案内

### (1) グリーン農薬総覧（2013年総合版）

芝、緑地、公園樹木類の病害虫及び雑草防除に使用する農薬を解説した「グリーン農薬総覧」は、芝・樹木防除分野（家庭園芸薬剤も含む）の該当薬剤を全て網羅しており、

平成25年3月上旬に刊行されており、現在、好評販売中です。ゴルフ場、造園業、防除業等に携わる方々の必携の書として広くご利用いただいております。

今回改定した総合版の主な内容は次のようになっております。

1. 前回刊行以降新しく登録になった農薬(2012年12月末まで)並びに適用拡大・縮小、販売中止等の変更のあった農薬の改訂内容等、特長、使い方のポイントなど最新の情報を記載しております。
2. 今版から、農薬の登録番号を記載しました。ゴルフ場において、農薬の使用計画書の提出にあたってご活用いただけます。
3. 掲載農薬の芝、樹木以外に登録適用のある作物名の掲載
4. 樹木・樹木類（ばら、観葉植物含む）の病害虫及び雑草防除の手引き
5. 成分名から商品名の索引、残留基準（殺虫剤、殺菌剤、除草剤）、関連法規、通達事項など

芝、樹木関係の緑の保全に関する座右の書としてご活用ください。

現在、販売中です。受注次第、順次発送させて頂いております。

これらの出版物についてのお問い合わせ・お申込みは当協会（03-5209-2511）まで



**(2) 農薬の安全使用等についての「リーフレット」**

(公社) 緑の安全推進協会では、農薬工業会と連携して、農薬の役割、安全性の確保、適正な使用方法などについてわかり易く解説した次のようなリーフレットを作成し、広く知識の普及、啓蒙に関係者の方々に紹介し、各種イベントでの配布、講習会、研修会、勉強会等で利用していただいています。リーフレットは無料です。

ご希望の方はリーフレットの種類、必要数、使用目的、配布対象、送付先等をご記入の上、当協会まで FAX 03-5209-2513 にてお申込ください。

詳細については(公社) 緑の安全推進協会事務局までお問い合わせ下さい。

また、リーフレットの記載内容は、当会のホームページでご確認いただけます。

ご確認ください。

[http://www.midori-kyokai.com/topix/topix\\_leaf.html](http://www.midori-kyokai.com/topix/topix_leaf.html)





「みどり緑のたより 第57号」の表紙の発行に日付に過誤がございました。  
お詫び申し上げますとともに、下記の通り、訂正させて戴きます。

誤 平成 24 年	正 平成 25 年
-----------	-----------

# みどりのたより

第58号

発行日 平成 25 年 10 月 31 日  
発行 公益社団法人緑の安全推進協会  
〒101-0047 東京都千代田区内神田 3-3-4  
(全農薬ビル5階)  
TEL 03-5209-2511  
FAX 03-5209-2513  
ホームページ <http://www.midori-kyokai.com>